

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2021年10月15日

【四半期会計期間】 第76期第1四半期(自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)

【会社名】 室町ケミカル株式会社

【英訳名】 MUROMACHI CHEMICALS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 青木 淳一

【本店の所在の場所】 福岡県大牟田市新勝立町一丁目38番5

【電話番号】 0944-41-2131

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 井内 聡

【最寄りの連絡場所】 福岡県大牟田市新勝立町一丁目38番5

【電話番号】 0944-41-2131

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 井内 聡

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第76期 第1四半期 累計期間	第75期
会計期間		自 2021年6月1日 至 2021年8月31日	自 2020年6月1日 至 2021年5月31日
売上高	(千円)	1,328,244	4,942,963
経常利益	(千円)	170,404	339,322
四半期(当期)純利益	(千円)	122,312	180,714
資本金	(千円)	143,172	143,172
発行済株式総数	(株)	4,095,500	4,095,500
純資産額	(千円)	1,403,453	1,334,001
総資産額	(千円)	4,528,878	4,612,324
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	33.37	65.24
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	30.09	56.97
1株当たり配当額	(円)	-	15.00
自己資本比率	(%)	31.0	28.9

- (注) 1.当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2.当社は、第75期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第75期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 3.2020年10月15日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第75期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
- 4.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及などによって終息に向けた動きが見られつつあるものの、感染者が再び増加し、緊急事態宣言が一部都道府県において再発出され、経済活動の抑制が続くなど、先行きは不透明な状態が続いております。当社においても、感染拡大防止に配慮しつつ事業活動を継続してまいりました。

この結果、当第1四半期累計期間における経営成績は、売上高1,328,244千円、営業利益169,338千円、経常利益170,404千円、四半期純利益122,312千円となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### 医薬品事業

主力製商品であるポリスチレンスルホン酸Caやバルプロ酸Naの売上は堅調に推移しております。加えて、新規加工案件の獲得も順調に進んでおります。

その結果、医薬品事業における売上高は557,892千円、営業利益は110,527千円となりました。

#### 健康食品事業

OEMゼリーにおいて、前期に引き続き、通信販売を行っている取引先への売上が好調に推移していることに加え、新たな大口案件を獲得しております。また、Tパウチ・ショットタイプの製品についても徐々に新規案件が増加しております。

その結果、健康食品事業における売上高は301,427千円、営業利益は39,563千円となりました。

#### 化学品事業

前期から納入に向けて活動しておりました大型装置案件の売上が計上されております。また、イオン交換樹脂を含むその他の製商品の売上については、堅調に推移しております。

その結果、化学品事業における売上高は468,924千円、営業利益は19,247千円となりました。

(2) 財政状態の状況

資産

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べて83,446千円減少し、4,528,878千円となりました。これは主として、現金及び預金が146,641千円減少、売掛金が111,440千円減少、電子記録債権が123,802千円増加、原材料及び貯蔵品が48,241千円増加したことによるものです。

負債

当第1四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べて152,897千円減少し、3,125,425千円となりました。これは主として、短期借入金が100,000千円減少、役員退職慰労引当金が81,040千円減少、未払法人税等が57,104千円減少、その他流動負債が143,153千円増加したことによるものです。

純資産

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて69,451千円増加し、1,403,453千円となりました。その結果、自己資本比率は、31.0%となりました。

(3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は、5,716千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年10月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,095,500	4,095,500	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,095,500	4,095,500	-	-

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年8月31日	-	4,095,500	-	143,172	-	83,172

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 430,000	-	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,664,100	36,641	同上
単元未満株式	普通株式 1,400	-	-
発行済株式総数	4,095,500	-	-
総株主の議決権	-	36,641	-

【自己株式等】

2021年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 室町ケミカル株式会社	福岡県大牟田市新勝立町 一丁目38番5	430,000	-	430,000	10.49
計	-	430,000	-	430,000	10.49

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年6月1日から2021年8月31日まで)及び第1四半期累計期間(2021年6月1日から2021年8月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当四半期報告書は、「企業内容開示ガイドライン24の4の7 - 6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年5月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,000,373	853,731
受取手形	163,992	157,381
電子記録債権	607,412	731,214
売掛金	829,310	717,870
商品及び製品	456,381	488,919
仕掛品	70,343	53,932
原材料及び貯蔵品	330,048	378,290
その他	36,652	33,852
流動資産合計	3,494,514	3,415,192
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	359,295	354,016
機械及び装置（純額）	149,002	152,591
土地	260,431	260,431
その他（純額）	65,389	101,951
有形固定資産合計	834,118	868,990
無形固定資産	12,707	19,375
投資その他の資産		
投資有価証券	48,829	52,330
繰延税金資産	161,646	113,111
その他	60,508	59,877
投資その他の資産合計	270,984	225,319
固定資産合計	1,117,810	1,113,685
資産合計	4,612,324	4,528,878

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年5月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年8月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	35,746	35,094
電子記録債務	160,600	159,473
買掛金	370,584	420,015
短期借入金	<sup>1</sup> 850,000	<sup>1</sup> 750,000
1年内返済予定の長期借入金	202,480	202,480
未払法人税等	61,452	4,347
賞与引当金	203,458	148,093
その他	230,600	373,754
<b>流動負債合計</b>	<b>2,114,923</b>	<b>2,093,259</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	985,560	934,940
退職給付引当金	15,144	15,780
役員退職慰労引当金	132,565	51,525
資産除去債務	26,227	26,227
その他	3,902	3,692
<b>固定負債合計</b>	<b>1,163,399</b>	<b>1,032,165</b>
<b>負債合計</b>	<b>3,278,323</b>	<b>3,125,425</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	143,172	143,172
資本剰余金	683,802	683,802
利益剰余金	550,748	618,077
自己株式	58,133	58,133
<b>株主資本合計</b>	<b>1,319,589</b>	<b>1,386,919</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	14,411	16,533
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>14,411</b>	<b>16,533</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,334,001</b>	<b>1,403,453</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,612,324</b>	<b>4,528,878</b>

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)
売上高	1,328,244
売上原価	842,611
売上総利益	485,633
販売費及び一般管理費	
給料及び手当	113,192
法定福利費	25,148
賞与引当金繰入額	25,080
退職給付費用	3,553
役員退職慰労引当金繰入額	2,960
その他	146,360
販売費及び一般管理費合計	316,294
営業利益	169,338
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	95
為替差益	2,294
保険金収入	1,761
その他	1,517
営業外収益合計	5,668
営業外費用	
支払利息	4,349
その他	253
営業外費用合計	4,602
経常利益	170,404
特別損失	
固定資産除却損	7
特別損失合計	7
税引前四半期純利益	170,397
法人税、住民税及び事業税	479
法人税等調整額	47,605
法人税等合計	48,085
四半期純利益	122,312

## 【注記事項】

## (会計方針の変更等)

## (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、水処理装置に係る売上について、従来は、一時点で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当第1四半期会計期間の損益に与える影響もありません。

## (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる四半期財務諸表に与える影響はありません。

## (四半期貸借対照表関係)

- 1 当社は、短期運転資金を機動的かつ安定的に調達するため取引銀行5行とコミットメントライン契約(シンジケート方式)を締結しております。この契約に基づく当第1四半期会計期間末における借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年5月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年8月31日)
コミットメントの総額	1,650,000千円	1,650,000千円
借入実行残高	850,000千円	750,000千円
差引額	800,000千円	900,000千円

この契約には、次の財務制限条項が付されております。

- (1) 2020年5月期以降、各年度の決算期における貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。
- (2) 2020年5月期以降、各年度の決算期における損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

## (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)
減価償却費	23,483千円

(注) 前第1四半期累計期間については、四半期財務諸表を作成していないため、記載しておりません。

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)

前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年8月27日 定時株主総会	普通株式	54,982	15.00	2021年5月31日	2021年8月30日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)

前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額	四半期損益 計算書計上額 (注)
	医薬品事業	健康食品事業	化学品事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	557,892	301,427	468,924	1,328,244	1,328,244	-	1,328,244
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	557,892	301,427	468,924	1,328,244	1,328,244	-	1,328,244
セグメント利益	110,527	39,563	19,247	169,338	169,338	-	169,338

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

この結果、当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前第1四半期累計期間(自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)

前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	医薬品事業	健康食品事業	化学品事業	計	
医薬品合成・精製等	346,285	-	-	346,285	346,285
輸入原薬	191,411	-	-	191,411	191,411
健康食品	-	301,427	-	301,427	301,427
イオン交換樹脂・分離膜	-	-	210,695	210,695	210,695
水処理装置	-	-	58,350	58,350	58,350
化学品受託加工	-	-	109,358	109,358	109,358
その他	20,195	-	90,520	110,716	110,716
顧客との契約から生じる収益	557,892	301,427	468,924	1,328,244	1,328,244
外部顧客への売上高	557,892	301,427	468,924	1,328,244	1,328,244

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)
(1)1株当たり四半期純利益(円)	33.37
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	122,312
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	122,312
普通株式の期中平均株式数(株)	3,665,500
(2)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益(円)	30.09
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	399,485
(うち新株予約権(株))	(399,485)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 前第1四半期累計期間については、四半期財務諸表を作成していないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、2021年9月14日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を含みます。以下「対象取締役」といいます。)及び監査役(社外監査役を含みます。以下「対象監査役」といいます。)及び取締役を兼務しない執行役員及び従業員(以下対象取締役及び対象監査役を含めて「対象役員等」といいます。)に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことについて決議し、以下のとおり自己株式の処分を実施いたしました。

1. 処分の目的及び理由

当社は、2021年7月14日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象役員等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。

また、2021年8月27日開催の当社第75回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、年額27百万円以内(うち社外取締役分は年額1.5百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)の金銭債権を支給し、年18,000株以内(うち社外取締役分は年1,000株以内。)の当社普通株式を発行又は処分すること、対象監査役に対して、年額3百万円以内の金銭債権を支給し、年2,000株以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象役員等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により、当社普通株式の割り当てを受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が定める地位を退任した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

2. 自己株式の処分の概要

(1) 処分期日	2021年10月13日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 20,000株
(3) 処分価額	1株につき1,232円
(4) 処分総額	24,640,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役 7名 13,400株(うち社外取締役 1名 800株) 当社の監査役 3名 1,600株 当社の取締役を兼務しない執行役員 4名 1,060株 当社の従業員 19名 3,940株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年10月14日

室町ケミカル株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 増村正之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮崎健 印

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている室町ケミカル株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第76期事業年度の第1四半期会計期間（2021年6月1日から2021年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年6月1日から2021年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、室町ケミカル株式会社の2021年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2.XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。